

保育園休園基準

令和7年1月15 日

1 法による休園

感染症、その他感染のおそれがあり、医師並びに保健所長の助言により市長が必要と認めた場合

2 判断による休園

非常災害、その他急迫の事情のある場合

(1) 長久手市に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令された場合

特別警報発令時と解除時の対応	
暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報が午前 6 時現在発令されている場合	特別警報が解除されるまで休園。警報解除 1 時間後に開園。給食中止。 ただし、保護者と園児の通園に安全が確認できない場合は開園時間を延長する。
正午以降に解除された場合	休園
登園後の発令	保育を中止し、状況に応じて「保育園待機」し、保護者と園児の安全が確認できれば保護者へ引き渡す。 「保育園待機」中に特別警報が解除されても、安全が確認されるまで保育園で待機。

(2) 地震

震度5強以上の地震が発生した場合	地震発生当日は休園
登園後の発生	保育を中止し、児童の安全が確認されるまで「保育園待機」のうえ、安全が確認でき次第、保護者へ引き渡す。

(3) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	休園の場合は、災害対策本部の判断による。
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	休園の場合は、災害対策本部の判断による。

(4) 熱中症特別警戒情報

保育実施日の前日午後2時に、愛知県下に熱中症特別警戒情報が発表された場合、翌日の保育は中止。ただし、仕事の内容や家庭の事情により保育が必要な家庭のみ受け入れる。

3 その他

火災、災害、事故等により園児等の生命・身体に危険があると認められる場合は休園する。